

個別避難計画の作成について

1 背景 参考資料1

令和元年台風第19号等による災害を踏まえ、国は中央防災会議の下にワーキンググループ及びサブワーキンググループを設け、高齢者等の避難のあり方についての議論を重ね、「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」（令和2年12月）において、別添のとおり避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等の制度面における改善の方向性が示された。

これらを踏まえ、今年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務として位置付けられるなどの規定等が創設された。

2 現況

災害対策基本法の改正を受けて、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難の実効性の確保に向けて、個別避難計画の作成について取組の充実が求められている。

このような中、国は、自治体における効果的・効率的な作成手法を構築する取組を支援する個別避難計画作成モデル事業を実施することとし、県内から岡山県及び岡山市が応募していたところ、いずれも採択された。

3 計画作成 参考資料2～3

(1) 優先度を踏まえた計画作成

個別避難計画は優先度の高い者から作成することが適当であり、市町村が必要に応じて作成の優先度を判断する際には次のようなことが挙げられる。

- ・地域におけるハザードの状況
- ・当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
- ・独居等の居住実態、社会的孤立の状況

(2) 福祉専門職が参画した計画作成（大分県別府市、兵庫県）

①先進的な取組

福祉サービスの利用のためのケアプランの作成を通じ、平時から避難行動要支援者本人の心身の状況や生活実態等を網羅的に把握している介護支援専門員や相談支援専門員等の福祉専門職の参画の下、本人や家族、地域住民、行政等が連携して個別避難計画の作成を行っている。

②ポイント

- ・福祉専門職が当事者と相談し、避難に際して必要な配慮等について整理した上で、避難行動要支援者と地域住民の関係者が参画して避難支援の方針について打合せを行い、個別計画を作成すること。
- ・策定した計画をもとに当事者を含めた関係者が参加し、避難訓練を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこと。

4 事業概要

(1) 都道府県事業 岡山県：議題4－①

(2) 市町村事業 岡山市：議題4－②